

福祉文教委員会会議録

平成30年7月20日（金）

（開 会） 13：29

（閉 会） 15：41

【 案 件 】

1. 保育行政について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「保育行政について」を議題といたします。本日は参考人として、飯塚市私立保育協会会長の森山紹人さんの出席を得ております。この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を述べていただきますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、6月25日の本委員会で決定した、意見を求める事項であります「保育の現状及び問題点について」、「今後の保育需要の見込みについて」、「保育の質の向上のための方策について」、「待機児童解消のための方策について」、「国、県の方向性及び他自治体の動向について」、「障がい児保育、病児保育の現状と問題点について」、「新規認可保育所に関する保育士の動向について」、及び「保育に関する現行制度の評価、要望等について」、以上8件について、参考人から一括してご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。参考人より資料の提出がっておりますが、配布することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。資料についてはサイドブックに掲載いたします。

それではただいまからご意見をいただきたいと思います。発言は着席したままで結構ですので、お手元のマイクを使用していただきたいと思います。それでは森山さん、よろしくお願いいたします。

○森山参考人

それでは座ったままで失礼をさせていただきます。ご紹介をいただきました、飯塚市私立保育協会の会長をさせていただいております森山と申します。普段は市内忠隈にありますが社会福祉法人常葉会の理事長、そして同常葉保育園の園長を兼任させていただいております。本日は貴重なお時間を、機会をいただきまして本当にありがとうございます。早速、資料をもとに意見のほうを述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問事項のほうのご確認、今委員長より8項目についての意見をお願いしたいということで聞いております。一つ一つちょっと、順番に進めていきたいと思っておりますので、ここでは確認だけをさせていただきたいと思っております。

早速ではありますが、第1番目の質問事項「保育の現状及び問題点」というところから話を始めさせていただきたいと思っております。お話をさせていただく前に、今の現状というのを少し振り返ってお話できればと思っております。少子化、少子高齢化というお話というのは、もう十数年前、十数年以上前でしょうか、その言葉はもう何回も社会問題として、皆さんお聞きになっているところかと思っております。近年においては、それにプラスになりまして人口減少という、飯塚市でも人口統計を見ておりましたら、少しずつ人口が減っているような状態、そういう状態は飯塚市も例外ではないということで、この新たな問題というのが提起をされてきました。

就労者の不足が深刻な状態となりまして、それに伴って、我々保育業界というのも例外ではありません。慢性的な人材不足というものに陥っております。国のほうでは労働力不足を補うために、定年退職の該当年齢の引き上げとか、それから女性就労というのを今進めていっている状況であります。結果として、子育て世代の、特にお母さん方が就労するために認可保育園の入園希望というのが徐々にふえ始めているということでございます。そのため、飯塚市ではここ数年、慢性的な未利用児童が出ている状態でございます。

ここで、初めに確認をしておきたいというふうに思うんですけれども、資料のほうにもありますけれども、待機児童と未利用児童、これの定義の問題でございます。2つですね、今、言い方、言葉が並ぶわけですけれども、これはもう皆さん方、今までの議論の中で十分ご理解はしてあると思うんですが、基本的には待機児童というものが、厚生労働省の定義といえますか、言葉の定義としては基本的には飯塚市で言いますと、飯塚市の保育所がいっぱいになった状態で入れない方というのが待機児童。今飯塚市のほうでは、ですので、別の呼び方、未利用児童という形で市内の保育園は、定員いっぱいにはなっていないんだけど、入れない方が出ている状態というのが1つ、また新たな状況として出てきているわけです。そこで、今、国全体の流れとしては、もう報道等でもよく取り上げられておりますけれども、基本的には未利用児童という言い方というのは、あまり一般的ではない。ほぼ待機児童として、言葉としてひとくくりになっているような状態です。ですので、ここでは初めに待機児童と言われる子どもさん方、もう保育園に入れない方を全て待機児童というふうにした場合のことを考えますと、仮に利用者を同じ意味で捉えてしまうと、入園申請を提出される方全てが希望の保育園、今、入園申請というのは御存じのように、第1希望から第4希望まで申請書の中に書けるようになっています。ですので、要するに保育園を選ぶことができるという状況であるわけです。ですので、その方が希望どおりの保育園、もしくは幼稚園も含め、入れるようにするためには、認可保育園、それからこども園を含めて全て定員を下回っている必要があるということになります。当然、年度途中でもいつでも入れる状態にしておかなければならないということになるわけです。ですので、そういう状況をまた、仮に今はなかなか難しいですけれども、そういう状態をつくるのを目標として動くということであれば、また一つ、大きな問題が出てきます。今現在、保育士さん、幼稚園で言うと幼稚園教諭のなり手というのはかなり不足しております。我々の業界でも深刻な問題となっております。仮にそういう状況で定員を下回って施設を運営していくということになりますと、経営状態の悪化というのももちろんそうなんですけど、それよりも何よりも、定員を下回って保育給付単価という、子どもさん1人当たりに対しての、我々運営委託費というのをいただいて運営をしているわけですけれども、その状況というのは、児童福祉施設最低基準をもとに算定をされております。ですので、当然運営側の努力というのが必要になってくるわけですが、理論的に言いますと、この単価が最低基準であるというふうに考えると、この定員を下回るというのは保育の質という点では担保できない可能性は高いということになってまいります。ですので、そういう意味では、話を戻しますと、最初に定義をさせていただいております、待機児童と未利用児童、この辺の言葉の意味合いというのはきちんと整理をして、今後の議論に生かしていく必要があるのかなというふうに考えております。

次に、今現在の保育の現場等の基準も含めた現状としては、もう皆さん御存じのように、保育士1名に対して、ゼロ歳児から年齢ごとに保育士の配置基準というのが決まっているんですが、最低基準としましてはゼロ歳児が3名、1、2歳児が6名、3歳児が20名、4、5歳児が30名につき1人の保育士を配置をするということになっております。飯塚市は、合併時と現在を比較いたしますと、保育所だけでもかなりの数、利用定員をふやしております。先日、ちょっとはっきりとはしませんけど、多分、200名以上はふえているのではないかとこのように思います。認定こども園もふえましたので、そういう意味では、定員としてはかなりの数ふえてきているんですけれども、保育士が、先ほど申しましたように不足をしていることによ

り、以前、きょう、添付資料としてお配りを、お手元にさせていただいております。この委員会で、4月17日の委員会で、皆さんのお手元に配っていた資料を再度持ってきているわけなので、すみません、また、改めて目を通していただければというふうに思うんですけども、この資料のちょっと飛びますが、2ページ、3ページに各園の4月現在、ちょっと古い資料になりますけれども、各園4月現在の入所人数というのが入ってきております。その中にも数園、定員に満たない園が存在するということでございます。そして、今一番、保育行政の中で問題になっております、今お話しております待機児童の解消だけを目標に施策を進めると、当然、保育士1人当たりの負担というのが大きくなってきます。結果、今言います保育士の不足というのが助長されていくという現状にあります。さまざまな業界の中で人材不足というのが問題になっております。保育資格を持つ方が、具体的には給与が高く、休みの多い職種というのを選択する現状にあります。これはもう就労される方からすれば当然のことだと思わすけれども、長期的に見ますと、少子化により認可保育園、こども園を含め、今後、今は待機児童の問題をお話しておりますけれども、長期的に見れば、園児確保の過当競争が先々、予想されることにもなります。一般的には、この競争原理というのが発生することでサービスが向上されると、それを期待するというようなことも現実にはあるわけですが、保育の現場におきましては、児童の処遇が低下するということは免れないのではないかとこのように思います。先ほど言いました児童福祉施設の最低基準、これ以上の人員が確保できずにいますと、今、全国で報道等で取り上げられております、事故やけが、そういったものを引き起こす原因になってしまいかねません。そして、その保育士不足を解消できればということで、国が処遇改善という形で、給与面の施策をここ数年、取り組んできております。その中で実質的には昨年からは始まっておりますけれども、キャリアパス制度というものがありまして、内容的には簡単にお話をしますと、現場で働く保育士さんに役職をつけて、この役職手当を支払っていきこうと。そしてそれを処遇改善として、少しでも働きがいを見つけ、そして、長く保育士さんとして勤めていただけるような職場環境にしていこうということがねらいであります。ただ、今、何回も言いますように、保育さんが現場で不足している状況の中に、今このキャリアパス制度というのが導入をされてきております。実質的には本年度より専門的な研修の量というのがもう飛躍的に大きくなっていきます。細かい規定はあるんですが、一つ例を挙げますと、この役職手当をつけることで、最大で60時間の研修が必要になります。その研修を受けた方が役職として認められ、その役職手当が給与に反映するというような制度になっております。ただ、まだ始まったばかりですので基本的にはこの60時間の研修を4年間で終了してくださいと。5年目からですから、2022年になりますかね、それから、この研修が終わった方が、役職として正式に認められますという、今の時点でそういう制度になるわけです。ですので、我々現場としてはこの4年間でこの60時間の研修を終わらせなければならないということになります。ですので、そういった意味では当然、ことしから実質始まっておりますので、このキャリアパス研修がまだまだ整備、要するに時間数とか場所とかそういったものがたくさんあるわけではありませんので、研修の案内が来ますと、そこに集中をして申し込みのタイミングによっては、もう研修会を受けることができないというような状況も出てきております。ですけれども、当然全体の研修時間というのが長いということは、現場の保育士がその分抜けてしまうという状況は、確実に出てきますので、そういう意味では現場にしわ寄せを起こしてしまっている状況でございます。我々現場としましては、研修のために不在となるこの保育士の代替をどういうふうにしていかなければならないか。これが、喫緊の課題というふうになっております。毎月、我々保育現場は、運営費の請求等の書類を市のほうに提出をしておりますが、そのときの月報等の資料で人数的なもの、どの園が何人保育士を雇用しているとか、配置しているとかいうふうなところは、市のほうでも十分把握をしてあるところではあるとは思わすけれども、実際は、そこを見ていただきますと、各園の保育士数だけと、それから最低

基準上の数というのを見ていきますと、なかなか保育士のほうの人数が多いことが多いんですね。だから、結果的には待機をされている方をもっと入れられるのではないかなというふうなお話になるかもしれませんが、実はそうではありません。今度は、現場の内容のところでも少しお話をさせていただければと思うんですが、なかなか現実としましては、子どもさんの中にも、よく言われる、配慮を必要とする子どもさんというのが、人数的にも、割合的にも多くなってきております。集団に入ることができない、または療育指導というのが必要な子どもさんというのがふえてきている。その中で、我々保育現場としましては、実は待機をされている方の受け入れを手厚くしていくのか、そして、もしくは配慮を必要とする子どもさんのほうを手厚くしていくのかという判断に迫られているというのが現実でございます。そうなりますと、先ほどからお話ししていますように、保育士1人当たりの負担というのが、どんどんどんどん大きくなっていきます。現在、特別保育としまして通常の保育時間が平成27年度から子ども・子育て支援新制度になりまして、各園11時間開所というのが義務づけになりました。その上に、今度は飯塚市内でも多くあるんですが、延長保育もしくは一時預かりの事業をなさっている園さんもかなりの数あります。段々保育士さんの負担というのが増大してきますと、やむを得ず保育士さんの数がふえれば問題ないのですが、ふえないとやむを得ず、その辺のところが一番最初にやっぱり、事業縮小としては問題になってくるのではないかなという、今危機感を持っております。先日から公立保育所の延長をという検討も始まっておるようでございますけれども、そういった意味では公立、私立関係なく、この保育士さんの負担というのは当然考えるべきことでありまして、今言うように公立保育所で延長保育をするということは、保育士さんが仮に十分な確保ができなければ、現場の保育さん一人一人に負担増になることに、今、我々私立の保育園が直面している問題ということも、公立にも同じことが言えるのではないかなというふうに思います。そのほかにも細かいことなんですけれども、例えば保育現場では、今よく問題になるのがアレルギー。そういったアレルギーに対応して、給食のほうでは除去食をつくらなければならなかったり、そういうものの対応というのが、一見アレルギーと聞きますと、調理員さんの負担になるだけかなというふうに感じるんですが、実は当然、食事の介助なりを行っているのは保育士でございます。ですから、その方たちが、当然今から先、ふえてくることは予想されますので、保育士の負担もふえてきているということでもあります。ちなみに、保育園、認可保育園の基準上では、栄養士の配置というのは常勤ではありません。ですので、運営費の中では栄養管理加算という形で加算がきておりますけれども、今から先このアレルギーに細かく対応していくためにも、この辺のところの人的充実というのは確実に必要になってくるのかなというふうに思います。そして、飯塚市の現状ですけれども、これはちょっとすみません、時間の関係で一つ一つ見ていくとあれなので、少しもう説明だけさせていただきたいと思っておりますけれども、資料を見ていただけますならば5ページになりますけれども、4月現在で保育所、認定こども園、幼稚園の全ての利用をなさっている方の人口比率のところを、後のために確認をしていただきたいと思うんですけれども、ゼロ歳児が18.9%、1歳児が49.2%、2歳児が66.1%、3歳児が95.1%、4歳児が96.9%、5歳児が97.1%ということになります。利用者総数が3320名ですね。未利用児童が4月現在で73名。この未利用児童の割合といいますのは、ほぼ1歳児、2歳児が中心であります。これ8割以上を占めております。そこで飯塚市のほうでは、待機児童解消のために新設の保育園を、今のところ100名定員を2施設増設をする計画であるというふうに聞き及んでおります。先に私立保育協会の立場というのをとお話しさせていただければ、これに反対の要望書を、市長宛てに出させていただいております。今お話ししました保育士の不足の現状の中での新設というのは、結果的に受け入れ数を減らしてしまうばかりではなく、保育の質の維持さえ不可能な状況に陥っていくのではないかと危惧いたしております。この要望書のほうは、5月に市長のほうに提出をさせていただいております。あわせて、これは聞いたお話ですけれども、私立幼稚

園連盟のほうも同じく反対を表明されているというふうにお話を聞いております。委員会もしくは議会のほうに、資料等が出てきているのではないかと思います。私立保育協会の要望書に関しましては、きょうの資料の一番最後、13ページにコピーをつけておりますので、また内容等を後ほどご確認いただければというふうに思います。ほかの市町村の例を言いますと、実は保育士不足のために、認可保育園が休園するというような市町村もあります。飯塚市においても、認可保育園はありませんけれども、認可外保育園が閉園した例というのもございます。保育所に通えなくなる子どもたちが突然、もう来年からとか、来月からとか、保育園にはもうちょっと、閉園しますので来られませんよというような最悪の事態にはならないように、今後とも考えていく必要があるかなというふうに思っております。

そして次に、「今後の保育需要の見込みについて」ですけれども、一番大きい国の動きとして、資料の7ページにつけさせていただいております。これは厚労省の資料になりますけれども、幼児教育無償化という制度が来年、再来年から完全実施というところで今予定になっております。一部報道の中には、幼児教育無償化によって、保育需要はもっとふえるのではないかという報道もございますが、実は先ほど確認をしましたけれども、飯塚市の3歳、4歳、5歳の子どもさんの保育園、子ども園、幼稚園の利用率というのは95%以上です。ですので、3、4、5歳児に関してはほぼ、しかも4月の段階では幼稚園の定員も空きがあります。これも資料のほうに付けさせていただいておりますけれども、空きがあるところを考えると、3歳から5歳に関しての新たな受け入れ枠を整備する必要はないというふうに、我々は考えております。先ほどからお話ししていますように、保育所をふやすということは、現実問題、保育士の引き抜き等、現在の定員や認可保育園、こども園の運営を難しくしてしまいます。実際には公立保育所、昨年、ことしも飯塚市で公立保育所の保育士さんを募集されますけれども、昨年の公立保育所の採用でも引き抜きという言い方はちょっとあれかもしれませんが、実際には私立の保育所から移られた方というのがおられる。年度末に急に抜けられると、私立の保育園としては3月、4月になってなかなかちょっと受け入れができなくなりますというふうな状況というのも考えられるということになります。あと、市の統計でお話をさせていただきますと、資料6ページになりますけれども、市の人口統計、こちらのほうを見ましても、出生数というのは現在、今年度の見込み1092人から5年後の人数というのは986人、ゼロ歳の人数ですね。というふうに推定をされております。人口減少も続く中で、長期的に見て、今の段階でお話しできることは、保育需要というのが極端にふえるというような条件は少ないのではないかというふうに思います。ただ人口減少が続く中で、飯塚市がこのままで、例えばだんだん待機児童も少なくなるだろう。でも、それだけでいいのかというところではないと思うんですね。当然、飯塚市も保育所の施策だけではない、全体を見たところで人口増というのを目指していかなければならないのは確実であります。子育て環境でいいますと、産休・育休明けの保護者の方というのは、基本的に可能な限り家庭で養育してから保育園に預けたいと考えておられる方が圧倒的多数であります。ですので、飯塚市が子どもを産み育てやすいまちづくり、これを目指して、このためにさまざまな施策を行って、人口増を目指さなければ、よく新聞等で話が出ておりますけど、消滅可能性都市などと言われるような状態になりかねないということでもあります。そのためには、やはり子育て環境というのは充実していなければならない。飯塚市の子育て家庭が産休・育休をとりやすい環境の整備というのは必要ではないかなというふうに考えております。

次に、「保育の質の向上のための方策」についてでございますけれども、一番最初に条件として、物的環境の向上、それから配置基準の改善、保育内容の向上、それから資質・専門性の向上、以上4点がこの保育の質の向上のためには欠かせない条件であるというふうに考えます。ただ、この4つのうちの物的な環境といいますのは、当然施設の設備等がございますので、今すぐどうこうというのはなかなかできないところであります。次の配置基準の改善に関しまし

ても、これは、当然、法律的なものとかの関係にもなってきます。国も含めた検討が必要になってくるのかなというふうに思います。当然ですけれども保育内容の向上、これは我々現場が考えていかなければならないんですが、この保育内容の向上をしていくために、4番目、資質・専門性の向上というのは、もう欠かせないものになってきます。ですので、先ほどからお話ししていますキャリアパス制度も、そういったところが目的の部分も大きいわけですね。4番目の資質・専門性を向上していくためには、以前の参考人招致の先生方の中でもお話が出ておりますけれども、もうこれは、研修以外何も手だてがないのかなというふうに感じております。研修の充実、そして、先ほど言いますように、その研修を受けるために、現場が、保育士が少なくなってしまう。それで逆に現場が手薄になってしまうというのは、本末転倒でございますので、そういった意味では代替職員というのをやっぱり確保していかなければならないのかなというふうに考えております。ですので、そういう意味で考えますと、現状といいますのは、保育の質の向上というのを求める環境にはなかなか条件としてはそろってない。これを維持向上していくためには、先ほど言いますように施設内外の研修というのを多く取り入れていく必要がございます。しかし、先ほどから言いますように手薄になってはならないし、そういった意味では、保育士の職場環境といいますか、そういう環境の充実というのが急務であるというふうに考えます。具体的には保育所の加配というのが最善ではありますけれども、ただ先ほどからお話ししています保育士さんの数というのが、もう本当に限られておりますので、なかなか難しいところではありますけれども、これにかえて今、保育体制強化事業という形で補助金等も出していただいておりますけれども、そういったものの拡大だとか、利用定員、定員を割らないように利用定員の適正化とか、そういったものの施策が必要になってくるかなというふうに考えております。もう一つ、先ほど少し触れましたけれども、保育開所時間というのは長時間化をしています。全国的に見ますと8割以上の保育所が11時間を超えて長時間の保育を行っております。当然、法定労働時間は8時間になりますので、我々現場としては、この11時間、そして例えば延長保育を行っている、仮に私の今現在、常葉保育園の例を言いますと1時間延長しておりますので、朝7時から夜の7時まで12時間開いております。ですので、この8時間の勤務の条件で、この12時間をシフト制で担当保育士が保育に当たるという形になります。当然、非常勤の保育士さん等にもお願いをして手薄のところを埋めていくよう努力はしていつているんですが、ただやはり各クラスの担任の保育士が、保護者の方と連絡だとか、一日の子どもさんの状態だとかをきちんと家庭とのコミュニケーションをとっていくためには、なかなか厳しい状況でございます。そういう意味では最低基準、基準ぎりぎりになる時間帯がこの保育の中に存在するという現状もございます。こういったところを改善をしていかなければ、質の向上というのはなかなか難しいところではあるのかなというふうに思っております。

次に、「待機児童解消のための方策」ですけれども、今の子ども子育ての制度上の話から始めますけれども、今までお話をした保育士の確保というのが最低条件になるんですが保育士の確保と施設の設備条件というのが整えば、我々の認可保育園というのは、利用定員の120%まで受け入れることができます。ですので、そういった意味では、今、市のほうから未利用児童として出されている人数というのは、十分利用していただくことが可能なかなというふうに思います。私立保育園では、飯塚市の要望を受けて、数年前より利用定員増も行っております。受け入れ枠を拡大し、加えて、私立幼稚園が認定こども園に移行することで、さらに3歳未満児の受け入れができるようになった現状はあるんですけれども、それ以上に入園申請数が多くなっているというような現状でございます。実際は未利用児童のお話が先ほど表の中にもありましたように、1、2歳児の未利用児童の方がほとんどになりますので、この方策として最善策のところ、今の現状で、今の社会資源でやっていくことを考えますと、現認可保育園が、定員以上120%まで受け入れる。そしてその後、必要に応じて、分園とか小規模保育所とか、そういうような制度もあります。そういったものを利用しつつ、先々、少子化というところで

人口減少に伴い、未利用児童がいなくなれば、ニーズに応じて縮小するなりということを考えていくのが理想ではないかなというふうに思います。ただ、最初に申しましたように、これは保育士が確保できてのお話でありますので、最終的には、保育士確保をどうしていくのかということが課題というふうになっていくわけですね。ですので、保育士確保というのが最も有効な手段ということに最終的にはなってしまいます。先ほど新設のお話が出ましたけども、施設数が増加をしてしまいますと、保育士の確保ができずに、その場しのぎの雇用、つまりその数だけを合わせてしまう、そういう保育現場になってしまいます。継続的な、また保育士さんも、認可保育園の現場で当然、成長してもらわなければならない。ですので、そういう意味では、継続的に保育士さんがお勤めいただけるようにしていかなければならないのかなというふうに思います。そして、当然ゼロ歳、1歳児さん、産休・育休の対象になられますね。この方々の利用の数というのが多くなってきますと当然、先ほど申しましたようにゼロ歳3名、1、2歳児6名に1人保育士さんがいるわけですから、そういう意味では、今、限られた保育士さんの数の中で、対策を考えようということになってくれば、このゼロ、1歳児さんが、例えば、産休・育休、一般企業とご協力をいただいて、このお休みがとりやすくなる制度というのができていけば、当然、また待機児童、未利用児童に有効な手段になっていくのかなというふうに思います。実際には、当然、保育士もよい職場環境でお勤めいただきたいというふうに考えておりますので、今我々認可保育園でも、産休・育休をとっていただく、保育士さんをできるだけ環境整備をしておりますけれど、その中でも、産休・育休というのはものすごく以前に比べてとりやすくなってきております。給与面でいうと育休手当が支給されますし、事業主のほうの負担というものはほぼありません。当然、事務手続とかそういった人的負担は必要になりますけれども、以前に比べると、負担というのはかなり少なくなっています。そういう意味で、産休・育休の奨励といえますか、そういうことが飯塚市全体にまた必要になってくるのかなというふうに思います。

次に、「国・県の方向性及び他自治体の動向」という形でお話をさせていただきます。引き続きあれですけれども、重ねての話になることも多いんですが、国は平成32年度から、幼児教育無償化をする予定であります。幼稚園での預かり保育というのも、無償化の対象になるということでございます。先ほどお話ししたとおり、資料の7ページを見ていただくと詳細がわかるかと思えます。そのほかに企業主導型保育園というのが、飯塚市内にも数園、開園をいたしております。ただ問題なのは、もう一つ、この資料にもつけております、今厚生労働省が検討をしている新しい形の施設として、飯塚市には直接関係ないと思うんですが、参考までに資料をつけさせていただいておりますけど、内閣府が認めることになると思うんですが、特区において地方裁量型認可化移行施設というちょっと難しい制度というのが検討をされております。当然保育士さんが少ないので、ちょっと時間の都合もありますので、一言で言わせていただくと、保育さんが少ないので保育士さんを3分の2そろえてもらえれば、あとの3分の1は保育支援員にかえて保育を行うことができますよという制度を検討をしているそうでございます。資料の中の8ページに詳細をつけております。ここではちょっとすみません、詳しくはご説明しませんが、なぜこの資料をつけさせていただいたかということ、こういうことにはなると困ると、また我々私立保育協会としては考えております。先ほど言いました企業主導型、それから今回の地方裁量型という保育園といいますのは、企業主導型においては保育士さんは2分の1でいいということになっている。先ほど言いましたように、この地方裁量型というのは3分の2でいいということになっているわけですね。保育士さんがいないので、何とか保育士さんを少なくして、保育園の運営をできないかということを探る方向を国としてはしている方向であるということでもあります。それに加えて、厚労省において、本年4月から「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」というのが発足しております。これから多分保育の質という定義がもっともっと議論されていくことになると思いますけれども、当然こういう施設が

ふえていくということは、その分、処遇を確保していかなければならないので監査等も必要になってきます。当然、行政担当課の皆さん方の負担増というふうになっていくことも忘れてはならないのではないかとこのように思います。

次に、「障がい児保育、病後児保育の現状」ですけれども、障がい児保育については、今の制度でいきますと、療育加算という障がい児を受け入れると加算がありますけれども、金額的には、かなり少ない金額でございます。ですので、我々私立保育園で障がい児の受け入れというのはなかなか難しい、困難であります。そのため飯塚市のほうとも、子育て支援課の皆様方ともお話をした上で、極力受け入れは公立保育所で行いますということになっているんですが、実は、資料の9ページ、10ページを見ていただきますと、市の健幸・スポーツ課のほうで乳幼児育成指導事業という形で毎年2回、認可保育園に巡回相談に回っておられます。この実績を見ましても4年前と比べて、障がい児とまではいかないにしても、配慮が必要な子どもさん、もしくは現場として気になる子どもさんというのが200人以上多くなっているのが現状でございます。病児保育に関しましては、医療行為という部分がかかなり多くなりますので、現実的にこちらもなかなか私立保育園、これはもう公立保育所におかれてもそうかと思いますが、なかなか不可能に近いと思います。医療機関との連携というのが課題になってきます。当然嘱託医というのは我々、各園にありますけれども、嘱託医の範疇ではなかなか受け入れというのは難しいのかなというふうに感じております。実際、保育園を利用される方というのは、もちろん低年齢児から保育園に入ってこられますので、そういった意味では障がい者手帳・療育手帳を申請する前の段階の子どもさんというのもおられるのも現実であります。そういう意味を含めましても、早期の子どもさんの発達の段階を把握するというのは大変必要なものではないかなというふうに思います。ですのでそういった意味でも、各保育園の受け入れ体制というものの整備というのは、必要になってくるのかなというふうに思います。

次に、「新規の認可保育所に関しての保育士の動向」という形でお話をさせていただきますと、もう今お話の中にもさせていただいたことの重複になります。保育士さんがおりません。ですから、実際に、新規の保育園というお話になりますと、どこかの保育園が保育士さんがいなくなるということが現状になってくるというふうに思います。先日も、飯塚市と本年2回目になります保育士の合同就職面談会というのをさせていただきました。かなり広範囲に周知をしたにもかかわらず、参加人数というのは昨年よりも少し減ったような状態、人数的には減ったような状態であります。これだけではありませんけれども、そういう状況を見ますと、今から保育士さんになろうと言われる方が劇的にふえるとはなかなかこう思いがたい、思いづらい、考えづらいですね。ですので、そういった意味でも、今の現場の環境というのも、なかなか厳しい状況の中で、さらに厳しくなっていく状況というのが、現実に起こりうるのかなというふうに思います。資料の中に、10ページ、11ページに新聞の記事のコピーをつけさせていただいております。実際に待機児童対策を進めていく中で、他市町村の状況というのを見ますと、かなりの数の保育園が定員減をしているという現実があることをご確認いただければというふうに思います。

次に、「現行制度の評価・要望」に関してですけれども、先ほど申しました飯塚市の健幸・スポーツ課が行っております巡回相談といえますのは、配慮が必要な子どもさんに対する早期の指導というのが確実に充実してきております。認可保育園にもなかなか現場として集団に入れない子どもさんが多くなってきて、それに対する対応をさまざま模索している中で、臨床心理士の先生や保健師さんからアドバイスを受けて、保護者への助言ができるというのは、保育環境の充実というのはもちろんですけれども、子育て支援という点でも役に立っているのではないかなというふうに思います。もっと言えば、社会・障がい者福祉課等が所管しておりますけれども、発達支援センターだとか、それから保育所等訪問事業だとかそういったものというの、もっともっと充実をしていければ、こういった配慮が必要な子どもさんに対する対応と

いうのも、充実をしていくのではないかなというふうに考えております。

飯塚市の保育士さんをふやしていくための予算をとっていただいて、就職緊急支援金、それから就学資金貸付金、それから生活資金貸付金の予算を組んでいただいて、今実際に実行しております。徐々に利用者数もふえてきているところではないかなというふうに思います。これに関しましては当然ですけれども、特に就学資金なんかで申しますのは数年間継続しないと、これが保育士さん、飯塚市内の保育士さんの人数をふやす結果というのは出てこないというふうに考えております。今後とも継続的な予算化と、それから何よりも周知をしていただくこと。これが必要になるのかなというふうに考えております。

それでは最後に、時間も迫ってまいりましたので、まとめとしてさせていただきたいと思っておりますけれども、今までお話してきたことを突き詰めますと保育士の不足、それから保育士の負担増が今現状でこれだけあるんだというお話ばかりに終始してしまった感じでございますけれども、先ほど申しましたように就職合同説明会というの、なかなか人数がそろわない現状があります。給与面の処遇に関しましては、処遇改善手当という形で国の施策により少しずつ改善はしているものの、我々現場としましては、保育士確保に直接的な効果が出ているというふうには、実際には思えないという状況であります。先ほど見ていただいた新聞記事にもありますように、報道等でも指摘されていますけれども、職場環境であったりの改善であったり、そういったことを進めていかなければ保育の質の向上というのはままならないし、そしてまた未利用児童、待機児童解消の議論もなかなかこれ以上進んでいかない、そういう状況ではないかなというふうに考えております。国の方向性としては、先ほど申しましたように児童福祉施設最低基準という保育士の配置、こちらのほうを緩和しようというような方向性が見られます。見られる上で、今度は保育の質を確保するためという検討委員会を立ち上げるということで、実際には、最低基準を引き下げながら保育の質を上げなきゃいけないと。我々現場の人間からしてみると、これは非常に理解しがたい状況でございます。実際には、最終的な議論としましては、待機児童の方、未利用児童の方73名とそれから現利用者の方3320名、この2つ、待機児童と保育の質というものを、両天秤に掛けるといいますか、どちらかを取るといようなことでは、保育の質の向上というのは、絶対に見込めないということになります。この2つというのは、当然両立という前提で今後、施策を考えていかなければならないというふうに思います。先ほど申しましたように、もちろん保育所の担当課であります子育て支援課の皆さんはもちろんそうですけれども、言いました健幸・スポーツ課、それから社会・障がい者福祉課の担当の方も含めて、今後さまざまな角度から課題解決のために総合的な施策というのが必要になってくるのではないかなと思います。そのために、ぜひ関係者の方々が意見交換ができる場というのを、今後つくっていただくようお願いを、この場をお借りしてお願いを申し上げたいと思います。

私ども、飯塚市私立保育協会は今後とも、本委員会の皆様、それから執行部の皆様にご協力をいただきながら、飯塚市の子どもたちのために、よりよい保育環境を目指して努力してまいりたいと思います。本日は、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。以上で意見陳述を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございました。暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:40

委員会を再開いたします。次に参考人に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

非常にいろいろと現状がよくわかりまして、勉強になりました。ありがとうございます。すみません。いただいています資料のほうを少し確認させていただきたいんですけど、森山会

長のほうから準備していただきました、待機児童解消のための方策という部分で、1つ目、2つ目の丸のほうで示されているんですが、上のほうで制度上保育士確保と施設整備条件が整えば、というふうにあるんですけど、この施設整備条件が整えばというのは、具体的にどういうふうな条件なんでしょうか。

○森山参考人

保育士確保のほうは、今お話したとおりですね、保育士さんの数ということになってくると思うんですけど、施設整備条件に関しましては、当然、児童福祉施設最低基準で受け入れられる基準というのが決まっております。今現在、施設によってはもうぎりぎりまで、先ほどお話ししたように、数年前に飯塚市の子育て支援課のほうから、待機児童をできるだけ入れていただけるように、定員をふやしてもらえないかというご依頼もあって、ぎりぎりまでふやしている園もあります。余裕がある園もあるわけですね。ですので、そういう意味では全ての園が120%受け入れられるかということ、現実そうではないということになります。ですので、施設設備の条件といいますのは、今の時点で余裕がある施設が保育士さんを確保できれば、待機児童に大きく貢献できるという意味になります。

○永末委員

あと、障がい児保育、病児保育の現状と問題点のところの資料で、上から5つ目、1番下の点なんですが、そこで乳幼児育成指導事業、先ほど資料のほうでも説明されましたけど、それと保育所等訪問支援事業、ちょっとこちらのほうの説明がもしかしたらあったのかもしれないけど、これは乳幼児育成指導事業っていうのは、保育所のほうに来られて、実際、その保育所の中での状況を見られてということだったとかと思うんですけど、この保育所等訪問支援事業というのも同じような事業ということなんですか。

○森山参考人

すみません、先ほど時間の関係で少し説明を省いてしまった部分になりますので、ご質問していただいてよかったかと思うんですが、乳幼児育成指導事業（巡回相談）と申しますのは、健幸・スポーツ課のほうの所管で行われている、今議員言われますように、年に2回、保健師さん、そして臨床心理士さん等が園に出向いていただいて、そしてこちらのほうから、日常保育の中で、現場というのを見ていただいて、そして気になる子どもさんの状況というのを把握していただくというような形で進めております。もう一つ、保育所等訪問支援事業といいますのは、これは実は私も、今回この意見陳述をさせていただくときに、いろいろこう調べまして、現実問題は多分、保育所の現場にはこの訪問支援事業というのはなされていないと思うんですけども、社会・障がい者福祉課の担当所管になるのではないかとこのように思いますが、こちらのほうでも、障がい児等に関する、それを保育園で預かっているところの支援をしようという事業があるということで、実際にも飯塚市の社会・障がい者福祉課のホームページのほうにもそういう事業がありますよという形で一覧表で載っておりましたので、今後、こういった事業も充実というか、拡充をしていただければということで、きょう紹介をさせていただきました。

○永末委員

あと今後の保育需要の見込みという部分で、森山会長がおっしゃられたみたいに、実際に5年後の出生数というのは106人減るということ。実際、3から5歳児の入所率は高いという部分で、長期的に見れば、保育需要がふえる条件は少ないんじゃないかというふうなお話がありましたが、一方で提出していただいている資料のほうに、幼児教育の無償化というところで、7ページですかね、資料2というふうに書いてある7ページとかも見させていただくと、全体的な人数としては減っていくんでしょうけど、こういう無償化の部分とかが出てくることで、やはり今まで、こちらの資料のほうに、ちょっと戻ったりもしますが、5ページのほうとかだと、たしか4月17日に、市のほうから出してもらった資料なんですけど、総数として

はゼロ歳児から5歳児まで6691人いる。一方で、実際に支給認定を受けている方というのが3393人ぐらい、平成30年4月の時点ですけど、とかっていう部分があったりするので、減るんだけど、実際こういう無償化の分とか絡んでくると、その需要がどうなっていくのかっていうのは何か非常に見えにくい部分もあるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどんなふうに見られていますでしょうか。

○森山参考人

確かに今議員言われるように、先がなかなか予測しづらい部分というのは往々にしてあるのかなというふうに考えております。だからこそ、先ほど申しましたように短期的、もしくは長期的に今後の施策を考えていく必要があるのかなというふうに考えます。短期的にいきますと、こういう幼児教育の無償化という形で、制度が大きく変わるわけですから、当然、今、利用されていない方が、せっかくこの機会に利用していこうというような状況というのはもちろん出てくると思います。ただ、長期的に見ていきますと、人数的には減ってくる。そう考えると、例えば今の状況から、1つ案として新設の保育園という形になりますけれども、新設の保育園ができますと当然、保育園といえますのは福祉施設でありますので、当然20年、30年、保育所を運営していかなければならなくなるわけですね。そうやってきますと、先ほどとも重複いたしますけれども、当然、数が少なくなったときに、子どもさん方が、今度は定員を大幅に少なくなるということですから、定員を大幅に上回る園も出てくると。だから、その中で過当競争の末に、最終的に園の運営とか何とかよりも、保育の質を格段に落としてしまうことになりうるといふふうに私たちは危惧をするわけですね。ですから、そういう意味では、今の段階で柔軟に対応できる策というのを、一番今、我々は考えていかなければならないのかなというふうに思います。ですので、そういう意味でここにあげております、柔軟な対応というところになってきますと、もちろん条件はつきます。保育士さんの確保だとか、設備面のという事で条件はついてきますけれども、そういった意味で、何というんですか、要するに、現施設で受け入れられる部分というのをふやす方向というのを模索しながら、最終的にニーズに合った形というのに合わせられる施策というのが、多分、今、飯塚市に必要なものではないかというふうに提案をさせていただきたいと思います。

○永末委員

ありがとうございます。あと用意していただいた資料2の7ページというところで、幼児教育無償化の具体的なイメージというところなんですけど、すみません、ちょっとこの部分、私もちょっとまだ勉強が十分にできてない部分でもあるんですけど、これ3から5歳児という部分が無償化でカバーされていきますよというところかと思うんですけど、下の方に囲ってある部分でゼロ歳から2歳児についても、住民税非課税世帯については、無償化の対象になるというふうになっていますけど、3から5歳児というのは先ほどから言われてるみたいに、ある程度カバーできているけれども、やっぱりゼロから2歳という部分がどうなっていくのかということだと思うんですけど、このあたり、ただやっぱり無償化になることで、がっと大きく出てくる可能性もあるんじゃないかというのはどう思われますか。

○森山参考人

今、お話にありましたように、ゼロから2歳児に関しましては、住民税の非課税世帯ということが対象になります。なおかつ、保育所に入られるということは、当然就労をしてないといけないという条件になるわけですね。ですので、実質ゼロから2歳児の需要が極端にこの制度で伸びることはないのではないかとというふうに私は考えております。なので、そういう意味で、繰り返しになりますけれども、現施設で柔軟に対応ができる方法というのが、そういう点も含めて必要になるのではないかと思います。

○永末委員

では、最後の質問ですが、待機児童解消のための方策として、現施設でできるだけ受け入れ

るという部分と、もう一つ新しい提案として、分園もしくは小規模保育所の設置というふうにあるんですが、前回来ていただいた参考人の先生からも小規模保育所のことは提案としてあったんですけど、これは、具体的にどこにといたらあれかもしれませんけれど、どういうふうな設置の方法を考えられているというか、想定されていらっしゃるのでしょうか。

○森山参考人

小規模保育所に関しましては、いろんな形が想像できると思うんですが、ただ、今現状で私がいうここで一つの提案として分園、小規模保育所というお話をさせていただくのは、あくまで認可保育園、現在に運営している認可保育園の法人が、イメージとしては定員の120%を超した段階でプラスアルファという形を想定しているお話ですね。なぜそういうことかと言いますと、一番最後の部分、最後の行に出てきますけど、ニーズに応じて縮小という言葉が出てきております。先ほど申しました新規の園ができてしまうと、このニーズにおいて縮小というのはかなり難しくなってきます。ですけれども、今現在の認可保育園が120%以上が、なかなか難しいと。しかも、なおかつゼロ歳から2歳の入所希望の方が多くなってくるといような条件になってきますと、さまざまなことが考えられるんですね。まず、ゼロ歳から2歳の方の受け入れをしますと、3歳以上になった時に、その方の受け入れはどこになるのかというお話になります。ですので、そういった意味でも、現認可保育園もしくはこども園がそこをカバーしていくことは大切なのかなというふうに思います。単純に受け入れ枠を確保するというだけではなくて、その子どもさんが就学までの道筋というのも考えておく必要があるのかなと思います。ですので、話は戻りますけれども、ニーズにおいて縮小ということがちょっと一つ、この少子化の部分に関する一つの手段としての提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

兼本と申します。今日はどうもありがとうございます。先ほど73名の待機児童と3320名を今現に利用されている利用者の分で、職場の環境を改善していくためには、どちらかを選択しなくてはいけないというような、保育の現状及び問題点のほうで書かれています。先ほど会長のほうでこの両立しながら考えなくてはいけないというふうにおっしゃられました。そのあたり、私申しわけないんですけど、理解できなかったもので、もっと詳しい説明があればお願いいたします。

○森山参考人

すみません、私の言葉が足りなかったところもありましたら、ちょっとおわび申し上げます。基本的にはやっぱりお話を今の現状で進めていきますと、あえて待機児童と申しますけれども、待機をされてる利用できない子どもさんが73名と、それから現に利用されてる方が3320名おられます。保育士さんがいない、それから、これから先今の保育現場の環境というのを考えますと、保育士さんが少なくなることさえ、ひょっとしたら予想が、最悪の場合ですね、予想がされるわけですね。その議論を進めていきますと、先ほど国の動向のところでもお話をしましたように、もう保育士さんがいなくても何か方法を模索しないといけないんじゃないかという方向に、もう今なりつつあるんです。飯塚市の今の現状っていうのは、例えば関東のほうの話であったり、皆さんよくお聞きになると思うんですが、もう本当、そちらが何年前にいろいろ起きた状況というのが、この飯塚市に今、起きてきている。なので、そういったことを考えますと、今後の状況というのはやっぱり、今話をしていますが、ご質問が何でしたっけ。すみませんもう1回――。

○兼本委員

現状及び問題点のほうではどちらかを選択しなくてはいけないと――。

○森山参考人

その話の延長線上には、最終的には、私のこれも全然本意ではないんですが、待機児童をとるのか、要するに、今現在の現利用者の保育の質をとるのかという、その究極の選択みたいな話になりかねないですね。これは絶対しちゃいけないと私は思います。ですので、一番最後にこの両立を前提に考えていかないといけないということでございます。すみません、よろしくをお願いします。

○兼本委員

あと、先ほど永末委員のほうからもお話ありましたが、待機児童解消のための方策、現認可保育園が必要に応じて分園もしくは小規模保育所設置というのがございます。それも一つの私も考え方としてありだなというふうに思っております。ただこれを、例えば分園もしくは小規模保育所設置ということになると、それなりの場所であったり、それから保育士さん、その他お金の問題等々いろいろあると思うんですね。実際にそういうものが可能なのかどうかというのを教えていただければと思います。

○森山参考人

そこで、確かに幾つか設置をするには超えなければならない問題点があります。まずは、先ほどから何回も申しておりますとおり、保育士さんがいないことには当然できないわけですね。そして、分園、それから小規模保育所というお話ですけれども、これに関しましては先ほどから申しますように、要するに縮小ということもありうるという前提でのお話ということになります。ですので、そういった意味では、これは申しわけございません、保育協会の話という事よりも私の個人的な見解で申させていただきますけれども、例えば、法人が施設を1つ、小規模とはいえども建てるとなるとかなりの金額でございますので、例えば借入金をしたりとかしてしまうと、この縮小というわけにもいかなくなります。ですので、そういった意味では簡単に設置という形で文書ではなってしまうけれども、そういう意味では、例えば行政のほうの施設を利用するとかいう手段が一番現実的ではないかなというふうに思います。公民館等となりますと、なかなか現実、使用されるのに支障が出てくると思いますので、そのほか、いろんな施設、行政施設、地域の施設、そういったものを利用しながら、臨時的にというのもおかしいんですが、保育の質を当然確保した上で設置することが望ましいのではないかなというふうに考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、ちょっと聞き忘れていました。問題として最終的にまとめられている中で、保育士の不足がやっぱり突き詰めていくと根本原因なんだというふうなおまとめだったかと思うんですけど、結局そのあたり、私ども委員会のほうでも何とかならないかというところでいろいろ視察とか行きながら、勉強させてもらっているんですけど、昨年、船橋市のほうに行ったときに、臨時の保育士に対する船橋手当と申します手当を上乗せするというふうな方策をされていたんですけど、その保育士が不足する原因というのがいろいろあるかと思うんですけど、その賃金面だけじゃないかもしれませんが、そういった部分がもし、現実化した場合というのは、実際に保育士の継続雇用とかということにある程度の効果を発揮するというふうに現場としてどう考えられますか。

○森山参考人

先ほどのご説明の中にも、少し触れた部分もありますけれども、実際には国が処遇改善として、ここ数年何回かに分けて給与改善をしてまいりました。ただ、していったにもかかわらず、我々の実感としてはそんなに効果が出ているとは思えない部分も多いんですね。ですので、実は我々も処遇改善のお話を聞いたときに、これで確保ができればと一つ、一筋の光といいます

か、希望を持ったときもあつたんですけれども、なかなかこれ、思うようにいかなかった。ということは、もちろん給与面の改善、それから、それを周知していくという点で、保育士さんになっていただく方がふえていくというのは一つ、道筋ではあるんですけども、思ったほど効果がなかったのも事実であります。そういう意味で、その現状を踏まえた上で、先ほどからの中で出ている言葉を使わせていただくと、例えば職場環境とか、それから保育士の、要するに責任を持たないとかいうことではないですけども、やはり過度な責任の問題の部分であったりとか、職務、職責であったりとか、そういったものをきちんとやっぱり考えていく必要があるのかな。やはり、我々現場としましては子どもたちを中心にももちろん考えていきますので、当然、例えば先ほど言いました延長保育が必要であれば、もちろん延長保育をしていく方向で考えるし、ただ一方で、それをすることで、要するに、保育士さんの職場環境というのはなかなか少しずつ厳しくなっていくってると。いろんな問題で今、例えばタイムリーな話で言いますと、この暑さで熱中症の問題。少し先週、先々週の話では災害の問題、そういったところも、一つ災害のときに当然、子育て中のご家庭のことを考えれば、お仕事に行かれていますのだから、お預かりするのは当然だろうと。ただ、このあいだの災害の話をしてますと、避難指示が出てくるのに、要するに保育士さんは帰れないという現状も、その反面あるわけですね。やはり、そういう意味では、すみません、話を戻しますけれども、給与のお話だけでは、現状、保育士さんが不足しているというのは、その条件だけではないというふうに考えます。

○永末委員

はい、わかりました。何て言いましょか、例えば潜在保育士というのがよく言われているんですけど、保育士の資格とか経験を持ちながら、別の仕事されているとか、仕事されていないという方が市内にもたくさんいるというふうにはちょっと聞いているんですが、例えばそういう方が、やっぱり保育の現場が非常に大変な現場でもあるので、そういう経験なり、資格なりを持ってても、別の職場で働くとかっていう選択をされている方もいると思うんですけど、例えばそこが同じ給料だと、そういうふうな形で別の事務職にというふうな選択されるかもしれないけれども、そこに何がしかの手当が、保育士のほうに乗っかることで、その潜在保育士がそちらのほうに目を向けるという可能性は考えられませんか。

○森山参考人

お話の潜在保育士の方が職場復帰をなさるということに関しては、私たちも本当に期待をしているところであるし、大歓迎ではあるんですが、実際には潜在保育士である、ちょっと潜在保育士という言い方が、ひょっとしたら失礼に当たるかもしれないんですが、あえて言いますと、潜在保育士である条件というのがやっぱりあるんだろうというふうに思うんですね。やはり、家庭を重視していったときに、先ほどの話から保育士の職責というのが全うできないんじゃないかというふうに思われる方は多くおられるでしょうし、もっと言えば、これだけ保育士さんが不足してますよというお話が全国に出回ってますので、仮に復帰しようとしても、やはりある程度限られたところで、例えば短時間でとか、業務の内容を限定した形で勤めたいというふうに言われる方というのは現実的には実は派遣業会社に登録をなさって、そして、そちらのほうから園を探されるというケースというのも多いんですね。それがもちろん悪いというわけではないんですが、実は派遣会社のほうから、私の園にも、派遣の保育士さんおられますけれども、来られますと、当然、数はきちんと保育士さんとしてカウントできるんですが、実は先ほど言いますように研修というお話になると、要するに保育園の、私のところで言いますと常葉保育園の職員ではないので、要するに研修に出したりとかいうことがなかなかこう、かなわなくなってくる。ということは、最終的には、派遣の先生に助けられているんですけども、最終的には先ほど言うように、保育士の育成という観点から考えると、5年後10年後の保育の現場ということを考えてときに、そこにはつながらないんですね。なので、そういう意味では、答えになるかどうかちょっと難しいんですが、なかなかやっぱり最終的には保育士

の職責を全うできるかというところが、要するに潜在保育士の方が復帰なさる一番の理由なのではないかなというふうに思うんですね。先ほど給与の面も少しお尋ねになりましたけれども、もちろん給与は高いに越したことはないです。私たちも、もし仮に施策をしていただけるのであれば、もうありがたいことではあるんですが、実はやっぱりそれだけではないし、また私の個人的な感覚からいうと、そんなに大きく判断をする材料として、例えば給与だけが80%、90%、その判断する材料になりますよというようなことではないのではないかなというふうに感じています。

○委員長

ほかに質問ありませんか。

○兼本委員

永末委員も言われてましたけれど、恐らくこれを施策でやっていこうと思うと、1個1個つぶしていけないといけないんだと思うんですね。先ほど保育士の職場の中で、例えば時間を決めて時間制にするとか、そういったことというのは、例えば現実できるのか。どうですか。何時から7時までパートみたいな形でちょっと時間を1日じゃなく決めていくとか、そういった形はどの認可保育園でもとれるのかどうかというのをお願いいたします。

○森山参考人

例えば時間制で、パートをご希望なさる方、短時間をご希望なさる方は結構多いですね。ただ、ご希望なさる方って、皆さん同じ時間なんですね。ご家庭、子どもさんのこと、いろんな条件を考えますと、例えば極端な話、9時から2時、3時までとか、というご希望をなさる方がやっぱり多いですね。だから、逆に言うとその方が、仮に極端な例を言いますと、その方が例えばそこに5人、6人いました。雇い入れをしますと、今度はフルタイムで働かされている正規職員の方が、朝と夕方だけを担当するみたいな話になってしまう、割合としてはですね。そうなってしまうと、実は、当然昼間の時間帯が一番保育としては大事な時間であるし、例えば、先ほども申しましたけど、長時間保育になることで、朝早く出て来られた保育士さんが、1日子どもの状況を見て、そして夕方お迎えのときにはいないんですね、当然。例えばうちの常葉保育園の勤務で恐縮ですけど、個人的に言わせていただくと、朝7時に出てきますと、今、保育士さんの数が確保できてないので、うちの場合は、実は実質労働時間が7.5時間で設定をしてますので、3時半が就業時間になります。そうなってくると、現実問題なかなかこう3時半にじゃあ即あがれるのかという、なかなかそこが難しい分もあるんですけど、3時半過ぎて帰りますと、お母さんがお迎えにこられるのは5時半ですよ。そのときに、一日の状況を伝えられないですね。もちろん連絡帳等を使って文書でご連絡する分はもちろんあるんですが、ただやはりじゃあそこで、大まかに言うと保育の質というところで考えますと、もう確実にそこで落ちてるという状況ですね。なので、短時間の活用というのも限界があるというふうに考えていただければというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 15：13

再 開 15：13

○副委員長

委員会を再開します。

○江口委員

現行制度の評価・要望等についてなんですが、数年では効果は評価できないというお話がございました。また給与に関しては、そう大きな形ではないというお話だったんですが、そういうお話だと、現状の処遇改善並びに現行の市の制度で当面は充足していると考えられるべきなのか、それとも先ほど言われた、上がるに越したことはないというお話ございましたよね。その部分

に関しては、どちらのほうなのかなというところでございまして、お聞かせください。

○森山参考人

微妙な表現をしてしまいました。保育さんの処遇改善に関しましては、実は我々私立保育協会は昨年、一昨年と市長宛てに要望書を出させていただいております。その要望書の回答といいますのが、もう飯塚市は国の処遇改善以外には処遇改善をする考えはないという回答をはっきりといただいておりますので、もう逆に言うと、我々からしますとこれ以上求めるのはどうなのかというところも、正直ございます。もちろん処遇改善なんですけど、当然上がるに越したことはないというお話させていただきましたけれども、もちろんそうです。ただ問題は、要するに、今の保育士の負担、職責、そういったものを考えたときに、幾ら上がったところで、要するに家庭を犠牲にしなければならなかったりとか、いろんな状況が考えられると思うんですね。ですので、そういう意味では、もちろん上がることは私たちも大歓迎だし、保育士さんは、今の現状の給与よりもたくさん、もう少し、もう少しというかですね、職務内容に関しましては、責任の度合いからもっともってもらってもいいと思う反面、ただ、それだけ上がっても、最終的には要するに、保育士さんになったら大変なんだというお話になると、こうしていろんな議論をさせていただいて、予算化もしていただいておりますときに、即効性のある効果としては、多分認められないのではないかなというふうに思うんですね。なので、そういう意味で給与ももちろん、ちょっとあいまいな言い方で申しわけないんですけど、給与ももちろん、処遇の中でも給与はもちろんですけども、もっともその現状、保育の現場での保育士さんの負担というのをちょっと、それぞれ見返すことが必要になってくるんじゃないか。また、それがきちんとやっぱり整理されないと保育士さんの確保ということにはつながらないのではないかなというふうに考えます。

○江口委員

片一方では、公立と私立の保育士の給与の差は歴然としておりますし、片一方で福岡市内の保育園、私立の保育園との給与の差もやはり大きいものがあると思っています。私は子どもが保育園に行っただけはいるんですけど、その園の保育士さんでやめられた方が、お一人は、福岡の保育園に行かれ、もう1人は、公立の複数年のところに行かれたりはしています。そういったことを考えると、給与というのはやっぱり大きいのかなと思っています。船橋市にお伺いしたときも、船橋手当によってよそから船橋に来ていただいた、ないし船橋手当をつくったのも東京に持っていかれないようにするためだというお話がございました。そういう意味では、地域にきちんと保育士をとどめるというところでは、そこは大切だと思っていますし、やっぱり現行の制度は、国の制度処遇改善プラスの就学資金と生活資金というのは、なされる方ないし、2、3年の方が対象なんです。ところが、幾ら上からバケツに水を入れても、バケツの底が抜けていけば、どんどんどんどん変わらないんじゃないかと思っています。バケツの底を止める、穴を防ぐ作業が必要だと思うんですけど、そういった点についてはどのように考えましょうか。

○森山参考人

本当に難しい問題ではあるのかなというふうに思います。実は給与のお話をさせていただくときに、私たちものすごく微妙な問題として、ちょっと一つ捉える部分もあるんですけども、実は今、江口委員が言われたように、地域同士で、先ほどの記事にもありましたけど、地域同士で保育士を奪い合うという状況が起きているんですね。当然、今言われました給与が高いので福岡市、北九州市にというような方も当然おられます。飯塚市にいないからということで給与を仮にどんどん上げて、そんなことは難しいでしょうけども、仮に上げていったとします。そしたら、例えば直方、嘉麻の方、筑豊地区にももちろんあるわけですね。私がここでそんなことまでというお話にもなるんですけども、ただやはり先ほど言いましたように、少子化になって子どもさんを、例えば我々が過当競争してしまうという状況と同じで、結局、給与を高

く出せば、そこに集まってくるという、それだけではないと思いますが、仮にそれだけで議論を進めてしまうと、要するに際限がないと言いますか、なかなか難しいところになってくると思います。先ほど下が抜けないようにというふうに言われましたけども、実は給与が仮に給与のお話だけで話をします。給与が上がりました。それだったら保育士さんしてもいいかなと思って入られます。今私が、再三言っています、要するに、職場の環境であったりというのが改善されなければ、もう多分1年、2年で、やはりちょっと続けていくのは厳しいというお話になることが多いんですね。ですので、そういう意味では、今、江口委員のお言葉をお借りすれば、処遇改善ももちろん大事です。大事なんですけれども、私たちとしてはどちらかということこちらのほう、要するに、例えをお借りすれば、ざるから下に抜けていくというかですね、その要するに続かないことというのがやっぱり一番問題になってくるとは思いませんかというふうに思うんです。なので全然、例えば処遇改善で、今で十分ですよとか言ってるわけでも何でもありません。それはもちろん考えていただけるのであれば、我々保育協会の会員が集まって話をするときにも、それは必要だという意見は多くありますし、大事なことだというふうに思いますけれども、もっとももっとこう5年、10年先ということを考えてときに、それとあわせて、また、それよりも何よりもというようなお話というのものもあるのも事実ということをご理解いただきたい。

○江口委員

職場環境と考えるときに、やはり職責がどうかというやつと、もう一つは例えば休めるかどうかというやつがあるんだと思っています。保育士の必要人数でありますよね。ゼロ歳が3人に1人、1歳、2歳が6人に1人とかありますよね。こうやって積算した部分では、とりあえずは何人必要だよってというのが見えるんですけど、ただ現実には運営しようとする勤務時間と開所時間の差があるので、その数で十分というわけではないわけですよ。そうすると、必要保育士数に比べると、実際に数字上の必要保育士数が10人だったとします。そうすると、現実に必要な開所時間をきちんとやっていて、なおかつ、きちんと休みをとらせようとする。有給の3分の2程度ないし、例えば全部取ったという仮定でもいいんですけど、そのためにはどの程度の保育士が必要になってくるのでしょうか。

○森山参考人

どの程度といいますと、これはもう園の規模にもよると思います。しかも、先ほどのご質問にもあったように、例えば短時間の方がいっぱいいてもなかなか開所としては難しい。だから、フルタイムの常勤の保育士さんがおられるという形でしていきますと、例えば施設の規模で言うと、例えば、これはもうあくまで、この場で言うのもなんですけど、個人的、私が今在籍しています園のお話でいきますと、80名定員です。保育士がパートさん、短時間の先生を含めると15名おられます。実際には、もうちょっともちろん多いに越したことはないんですが、実際に12時間開所と、それからできるだけ地域の子育て支援に貢献したいということで、もうわずかなんですが、一時預かり事業もしています。その中で、していく中で15名でやっておりますが、かなりきつい状態です。すみません。答えになりませんが、ご想像がつきますでしょうか。何名というのは、当然20名おられればありがたい話だし、もっとも保育を充実できると思うし、保育士さんのお休みというのでも取れると思います。今、ここで言うと、常葉保育園が、なんて言うんですか、ものすごく人使いが荒いような環境だと思われるのも困るんですけど、ただやっぱり現実問題、今言われる有給休暇とかいうものの消化というのはなかなか難しい。できるだけ取れるような環境というのは考えています。考えていますけども、先ほどから言いますように、研修会といいますと、60時間1日にこなせるという言い方はおかしいですけど、丸1日かけて、福岡等に研修に行って、せいぜい5時間です。ですから、5時間ということは、60時間ということになるとかなりの回数、やっぱり充てななきゃいけない。それが1名ではないわけですから、そう考えてくると、そちらのほうをやっぱり優先をし

ていかなければならないということになります。ですから、ちょっと皮肉な話ですけども、処遇改善が逆に職場の環境を悪化している面もあるという現実でございます。なので、すみません、ちょっと具体的な数字というのが出せなくて、申しわけないんですが、そういうような状況でご理解いただければと思います。

○江口委員

それこそ今お話の部分で、研修の部分では、北九州市は研修に行くための代替職員に関する費用負担をいただいているというのは非常に参考なるかなと思っているんですが、では、最低基準についてなんです。3人に1人、6人に1人、20人に1人ですね。先日来いただきました山田眞理子さんは、あれはあくまでも最低基準だと、それをしっかり認識した上でやっていただきたいということ、都であつたりとか、そういったところがやっている独自の加配のような話をしたときに、お聞きいたしました。森山さんとしては、今の児童福祉施設の最低基準について、どのように評価なされているのか。例えばこのぐらいのほうが、飯塚市としてこのぐらい確保していただいたほうが、現実に子どもたちのためになるのではないかと、そういったサゼスションがありましたら教えいただきたいと思います。

○森山参考人

先ほどのご説明の中に、保育の質の向上のための方策のところへ上げさせていただきました配置基準の改善というところになってくるかなというふうに思います。保育の質を確保する、もしくは向上をしていくという形になりますと、当然、人的な要素というのは大きく作用してまいります。ですので、そういう意味では前回、山田先生が言われたことは、私ももう何というんですか、録画を見ながらその通り、その通りとうなずいてしまったんですけども、配置基準としては、あくまで本当に最低でございます。ですので、じゃあ適正は幾つ、何人なのかというお話になってくると、これ実は先ほどの質問でも同じなんですけど、何人ということがなかなか言えないんです。最低基準、これ以上欲しいという言い方しか我々にはできない。なんでかという、その年その年によって保育の状況が違うんですね。先ほど障がい児保育等でも、お話をさせていただきましたけれども、その年によってクラスの状況というのはもう全然違います。ですから、そういう意味では、人数ということになりますと、最低基準は最低基準。そして、当然改善できればいいです。またちょっと曖昧な言い方して申しわけありませんけれども、当然、子どもたちのためには絶対、例えば、3人に1人を2人に1人、6人に1人を5人に1人。これ実は、我々の上部の組織であります、全国保育協議会のほうは国のほうの要望書の中に、例えば1、2歳児を5人に1人に配置基準を変えてくださいという要望は出しているところですけども、そのとおりで、当然改善されるに越したことはありません。だけれども、実は当然私もここでお話をさせていただくときに、今まで懇談会等で子育て支援課の皆様、それから福祉文教委員の皆さんとお話をしていく中で、予算というのは当然、飯塚市の状況としては限られてくる部分というのも当然あるわけですよ。なので、先ほどちらっとお話ししましたように、当然、ここに割く予算というのは多いに越したことはありません。ありませんけれども、そこで何らかのやっぱり選択というのはしていかなければならないところになります。ですから、最低基準をベースに飯塚市は、子どもたちの状況を考えてプラスアルファしましょう。もしくは障がい児保育と言っているのかわからないですが、例えばクラスの状況に応じて、例えば、先ほど言いました健幸・スポーツ課が行っています巡回相談の状況を見ながら、例えば、この園には加配が必要じゃないかと、そういったことも、必要になってくると思う。なので、そういう意味ではもちろん豊富で、もう要するに保育士さん余ってますよというぐらいの状況が子どもたちにとってはもちろんいい状況ではあるんですけども、ただ、ない中で知恵を絞ろうというお話になったときには、やはりいろんなところから、いろんな各方面からやっぱり、知恵を出し合わないとは多分結果にはつながらないだろうというふうに思うんですね。なので、話ちょっと変わりますが、先ほど言いましたように配慮が必要な子どもさんが多くな

ってきますと、当然やはり、この意見交換の場というのに、例えば巡回相談の担当の方がお見えになって、私がたまたま担当の保健師さんに資料をお願いできませんかというところで、今回使わせていただきましたけれども、資料だけではない、統計だけではないやっぱり声というのが今現状回っていったらどうなのかとか、そういったことも客観的なお話というのもお聞きできるんじゃないかなと思うんですね。なので、そういう意味ではまとめのところにもお話をさせていただきました、関係各署の方が集まって、やっぱり飯塚市の子どもたちのために、5年後10年後先を考えて、子どもたちの育つ環境をまず考えていかなければならないというふうな話し合いの場というのをやっぱり多く持つていくべきではないかなというふうに思います。すみません、話がちょっと変わってしまいましたけど、以上で、お願いします。

○江口委員

私ども昨年視察をした際に、町田市にもお伺いしました。町田市は送迎ステーションという方策をとっておりまして、駅そばでお預かりした子どもたちをマイクロバスで移動して、通園させるというやつをやっているんですが、それに関してはどのような評価をなされているのかお聞かせいただけますか。

○森山参考人

以前、個人的にはお話ししたことがある方もおられるかもしれませんが。送迎ステーションにしましては、実は今、飯塚市の現状というのは、何というんですか、適している部分は多いですね。例えば市内なんですけど、周辺部の園が空いていたりとかいうような状況があるので、そういう意味では、数の面という点で考えれば、有効な手段かなというふうに思います。ただ、大きな問題が1つあって、実は誰が送迎するのかというお話ですね。送迎ステーションに保護者の方が連れて来られて、それから今度は園のほうに送迎して、そしてまた送迎ステーションにお迎えの時間に帰って来てお渡しをする。そうなったときに、1つ大きな問題を越えなければ、考えなければならないのは、先ほど言いましたように、夕方の時間帯に、例えば1日子どもさんの様子はこうでしたよとかいうような大切なコミュニケーションの場というのは多分、なかなか解決するには高いハードルがあるのかなというふうに考えます。なので、制度的にはものすごく有効な部分というのはあるんですが、そういう意味で、いろんな知恵が必要になってくるのではないかなというふうに思います。例えば飯塚市で言うと飯塚市の中心部、新飯塚駅の周辺とか、利便性の高いところに、一旦子どもさんが登園されて、それから各園に行くというのは、理論的にはものすごく合理的ではないかなと思います。今言う、1つの大きな壁というのを乗り越えなければならないかなというふうに思います。

○江口委員

あと、待機児童解消のための方策の中で、分園または小規模保育所というお話がございました。先ほどお話の中では、これを公立がつくるのもありかというお話であったかと、ちょっとどうだったかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○森山参考人

私がお話ししたのは、現施設でということ、分園、小規模保育所というお話でありましたので、当然公立保育所も対象になるのかなというふうに思います。ただ、飯塚市、私はそこで、あまりそこまで具体的に強調をしなかったのは、実は飯塚市は財政健全化のために、かなりの園数が民営化をしてきております。それでなおかつ小規模とはいえども、公立保育所をふやしていくということが飯塚市の今後の要するに方針として、適正かどうかというのはまたちょっと別の問題かなというふうに考えます。ただ、ここで提案する部分に関しては公立も私立もございません。

○江口委員

あと船橋市にお伺いしたときに、船橋市ではまだ保育所をふやしているんです。当然のことながら私どももそれから先、減ってきたときどうなるんだろうということがありまして、そう

いった点についてはどうお考えですかとお聞きしたら、言われたのは、そういったことは当然あり得るだろうと。ただし、今現在でこれだけ待機児童がいる中で、これに対して対処しないのはということなので、ふやしてはいくと。ただしこれから減ってきたときには、まずは公立が縮小していく部分、クッションになる部分と、あともう一つは配置基準等を変えていくんだということですね。先ほどの20人に1人を15人1人とかする中でやっていきたいというお話がございました。そういったお話があると、例えば、私立の園としても、ある意味、そういった形であれば、私立としても受け入れが、新設というのが受け入れも可能性があるのかなというお話が出てくるかもしれないと思うんですが、そういった点はどうお考えでしょうか。

○森山参考人

あくまで新設反対は、要望書のほうをご確認いただければと思うんですが、この今の状況で新設をしてしまうと、当然、資料の中の新聞記事にもございましたように、保育士が少ないということになるとイコール定員を割る現施設がふえてくる可能性というのがあります。その園がふえてきますと、今度はじゃあ、今現在でも、要するに保育士さんが確保できずに、定員に満たない私立園があるわけですね。公立ももちろんその状況もあるのかもしれないですけども、その状況の中でやはり、何というのでしょうか、どうしても新設の保育園というお話になると、当然、そこには例えば100名定員の園ですと、保育士さんが多分2施設となると50人ぐらいは要るんじゃないでしょうか。となると、仮に今の状況で50人保育士さんを、要するに新しく確保しなきゃいけないということになると、先ほど申しましたように、ちょっと言い方悪いんですが、引き抜きというお話も現実的にやっぱりあったりする現状があるわけですね。だから、50人全員ではないでしょうけども、少なからずやっぱりそこに、そういう状況が起こってくる。そうなってくると、我々保育協会としましては、今の現状で新設というお話はもう要するに、これから先のことももちろんそうなんですけど、まずは今の現状というのを考えますと、保育士さんの確保はどう考えても難しいんじゃないか。数だけではない、やはり保育の質も含めた形で保育士さんを確保しなければならないということですから、そうなってくると、今、新設をされると我々はかなり厳しい状況になると思いますし、保育の質を絶対に低下しますし、そういう意味でいうと、先ほどの話じゃないですけど、待機児童を取るんですか、保育の質を取るんですか、みたいなそんな話に最終的にまた話戻しますけど、なってしまっただけじゃないというところからの反対の話なので、ですのでそれから先、例えば子どもが少なくなったときにどうですかという話になるにしても、新設を考えると、今の統計上の話をしてもなかなか数字的にも説得力も、なかなか今の現状としてはないんじゃないかというふうに私たちとしては主張をしているわけですね。そういう意味で、保育士さんがいなくなって保育の質が低下する懸念というかそういう危険性を含んでいるのに進めるのかというのが私たちのお話、私たちの意見ということになります。

○副委員長

暫時休憩します。

休 憩 15：40

再 開 15：40

○委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、また貴重なご意見を述べていただきまして心から感謝いたします。本委員会としては、いただきましたご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。